

KMAサーマルソアリング大会 安全規則

飛行に関しては日本模型航空連盟模型飛行士登録規定に従い常に安全を最優先とする。

1. 航空法等各種法令、規則を遵守して飛行する。
2. 飛行は日の出から日没までの間に行う。
3. 天候に常に留意し、飛行の安全に努める。特に強風時などには飛行しない。
4. 飛行前、飛行後の機体の点検を必ず実施する。
5. 酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。
6. 送受信機の機能及びバッテリーの状態をフライト毎に確認する。
7. 無線操縦装置等に障害が生じた場合など、万が一を想定し、モーター又は発動機には必ずフェールセーフ機能を設定する。
8. 飛行空域内に人などが立ち入っていないか常に注意して飛行する。
9. 150m以上の高さの空域において飛行を行う場合は、飛行経路全体を見渡せる位置に、ラジコン機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
10. 航空機との衝突を避けるため、常に周辺を監視し航空機が接近した場合には飛行の中止等を行い航空機の飛行に影響を与えない。
11. 周囲の人に迷惑をかけない騒音対策等を行う。
12. ラジコン機等と地上又は水上の人又は物件との間には最低30m以上の距離を保つ。
13. 機体の所有者を明確にするため、各々の機体に、模型飛行士登録番号又はラジコン操縦士登録番号等を明記する。
14. 日本模型航空連盟準会員の資格又はラジコン操縦士登録等(第三者賠償責任保険)の期限が切れていないか確認する。
15. 事故等*が起きた場合は、速やかに関係機関(大阪空港事務所)に飛行に関する許可年月日及び番号、操縦士の氏名、発生日時及び場所、無人航空機の名称、事故等の概要、その他参考事項を報告し、競技会主催者に連絡を取る。けが人が出た場合は、救助を最優先とする。
※事故等とは無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案を指す。
16. 物件のつり下げ又は曳航を行わない。
17. 150m以上の高さの空域でラジコン機を飛行させる者は、許可書の原本又は写しを携行する。
18. 150m以上の高さの空域でラジコン機を飛行させる場合は、予め大阪空港事務所と調整した方法により、当該空域で飛行を予定する日時、飛行高度(上限、下限)、機体数及び機体諸元などを連絡すること。
19. 本会の操縦者等を対象に年1回の研修会を開催し、ラジコン機の安全な運用に関する情報の収集、実技講習等を通して資質の向上を図る。
 - 回りの環境に配慮し、常に安全を最優先に考えた飛行に心がけること。
20. 飛行経路に係る他の無人航空機の飛行予定の情報(飛行日時、飛行範囲、飛行高度等)を飛行情報共有システム(国土交通省が整備したインターネットを利用し無人航空機の飛行予定の情報等を関係者間で共有するシステムをいう。)で確認するとともに、当該システムに飛行予定の情報を入力する。
ただし、飛行情報共有システムが停電等で利用できない場合、または専ら公益を図る目的での飛行であって、飛行予定を秘匿する特段の必要性が存し、飛行予定の情報共有により無人航空機を飛行させる者の正当な業務に著しい支障が発生すると認められる場合は、この限りでない。なお、この場合においては、国土交通省航空局安全部安全企画課に無人航空機の飛行予定の情報を報告するとともに、自らの飛行予定の情報が当該システムに表示されないことに鑑み、当該無人航空機を飛行させる者において特段の注意をもって飛行経路周辺における他の無人航空機及び航空機の有無等を確認し、安全確保に努める。
21. 飛行中の他の無人航空機を確認したときは、当該無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させること。その他、衝突のおそれがあると認められる場合は、地上に降下させることその他適当な方法を講じること。